

地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計規程 新旧対照表(案)

新	旧	改正理由等
<p>(予算執行の専決)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 旅費交通費に係るもの 本部にあつては<u>人事</u>部長、病院にあつては病院に置かれる副事務局長 (以下「副事務局長」という。)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(支払)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 経費の性質上必要がある場合は、別に定めるところにより、概算払、前払、<u>部分払又は立替払</u>をすることができる。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(予算執行の専決)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 旅費交通費に係るもの 本部にあつては<u>総務</u>企画部長、病院にあつては病院に置かれる副事務局長 (以下「副事務局長」という。)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(支払)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 経費の性質上必要がある場合は、別に定めるところにより、概算払、前払<u>又は部分払</u>をすることができる。</p>	<p>・予算執行の専決について、本部の旅費交通費は人事部長が行うよう改める。</p> <p>・支払に立替払を追加する。</p>